

新規入職者に対する職業感染予防のための指針 （院内感染症防止に係る入職前対応について）

飯塚病院 院長

（指針）

- 1 当院では職員全員の健康の確保（もらわない）と院内感染予防（うつさない）の一環として、患者との接触有無に関わらず職員全員（外部委託並びにテナント従業員、見学・実習生等含む）を対象に、入職前に必要なウイルス抗体価獲得およびワクチン接種の徹底を図る。
- 2 入職前に対応が必須なウイルス感染症は以下の通りである。
 - 1) 麻疹 2) 風疹 3) 水痘 4) 流行性耳下腺炎 5) B型肝炎
- 3 抗体価検査とワクチン接種の間に空白期間が生じた場合、職員への曝露リスクと発症による院内感染のリスクがある。また、B型肝炎は半年以上のフォローアップ期間が必要であり、針刺しや咬傷による血液感染リスクがあり、一度感染すると終生、肝細胞内にウイルスは残存する。このようなリスクを最小限化するため、入職前での対応を徹底する。新規入職者は入職前に防御に有意なウイルス免疫を保有することにより、職業感染予防を図る。
- 4 当院の院内感染症防止に係る入職前対応については、一般社団法人 日本環境感染学会『医療従事者のためのワクチンガイドライン（第3版）』に準拠し作成した。
- 5 入職者は新規・中途の採用形態や職種に関わらず、正規・非正規などの雇用形態により「雇用A」、「雇用B」に分け、以下に、それぞれを定義する。
 - 1) 雇用A：飯塚病院の正規職員（現業職、パート、アルバイト以外）
 - 2) 雇用B：飯塚病院の非正規職員（現業職、パート、アルバイト）、本社籍で病院に配属された職員
- 6 2に示したウイルスに関しては必要なウイルス抗体獲得もしくは必要回数のワクチン接種を入職前に完了する。抗体価を獲得したこと、もしくは必要回数のワクチン接種が完了したことを証明する資料として「入社前感染症調査票」に記入し、「医療機関等の証明書（次頁の7参照）」と共に当院（医務室）へ提出する。提出期限は入職日の1ヶ月前までとする。ただし、提出が遅れる場合は、その旨を必ず医務室へ報告すること。抗体価検査費用とワクチン接種費用については、雇用Aは本人負担、雇用Bは病院負担（飯塚病院感染症科で実施のみ適用、それ以外は本人負担）とする。ただし、B型肝炎ウイルスの感染状況を知りたくない、知られたくないなどの理由から、ワクチン接種前抗体価検査を実施しないことは許容する。しかしその場合でも、ワクチン接種不適合者以外は基本的にB型肝炎ワクチンを接種し、他のウイルスと同様に「入職前感染症調査票」に記入し、「医療機関等の証明書（7参照）」と共に当院（医務室）へ提出する。
 - 1) 入職後に入社前感染症調査票の提出が無い職員については、提出完了日を再設定する。その期限までに完了できない場合は、医務室より当該職員及びその管理者へ催促を行う。2回以上催促しても完了しない場合は、労働安全衛生委員会に報告し、労働安全衛生委員会より当該職員及びその管理者

へ指導を行う。

- 2) 入職時点にワクチン接種未完了の職員については、接触感染・飛沫感染に十分に注意し、通常と同様に業務に従事させる。個別事例に関しては、職業感染防止マニュアルおよび麻疹と水痘、带状疱疹などの疾患に関しては、各疾病別対策マニュアルに則り対応する。各ウイルスに抗体のない接種不適當の職員については、接種不適當事項が解消できれば、接種することとする。

7 「医療機関等の証明書」について

- 1) 抗体価検査値を証明する「医療機関等の証明書」とは、①抗体価検査法（EIA 法など）、②抗体価（数値）、③検査実施日、④これらを証明する判・サインなどが記載されているものである。
- 2) ワクチン接種を証明する「医療機関等の証明書」とは、①ワクチンの種類、②ワクチン接種日、③これを証明する判・サインなどが記載されているものである。その証明書とは「母子手帳（該当疾患のワクチン接種歴および罹患歴の記載があるページ）」、「医療機関が発行する書類」、「学校（施設）が発行する書類」のことで、いずれもコピーでも可とする。

- 8 当院が求めるのは、防御に有意なウイルス免疫の保有であり、必要な回数のワクチン接種が証明されれば、抗体価検査は必ずしも行う必要はない。

- 9 抗体価検査を行う場合は、一般社団法人 日本環境感染学会『医療従事者のためのワクチンガイドライン（第3版）』に記載されている基準に準拠する。抗体価検査の結果が〔陽性〕であっても、その基準を満たしていない場合は必要なワクチン接種を行う。（一般社団法人 日本環境感染学会『医療従事者のためのワクチンガイドライン（第3版）』内の『MMRV 抗体価と必要予防接種回数』を参照）

- 10 罹患歴については可能な範囲で記入する。罹患歴によって、抗体価獲得の有無を判断するわけではないが、曝露発生時の参考として活用する。

- 11 ワクチン接種不適當者は、その旨を入社前感染症調査票に記入する。但し、ワクチン接種不適當者であっても抗体価検査は行う。B型肝炎に関しては、6に定めたように運用するが、接種を希望しない者は産業医に直接申し出、相談することとする。また、ワクチン接種不適當者については、入職後、最終的には飯塚病院感染症科医もしくは産業医が承認した者とする。

- 12 B型肝炎ワクチンの3回目接種は、1回目の接種から6ヶ月の期間が必要な為、入職までに接種が完了出来ない場合がある。この場合は、入社前感染症調査票へその旨を記載する。接種可能な時期になれば、3回目までの接種と抗体価検査を行う（雇用Aは本人負担、雇用Bは病院負担（飯塚病院感染症科で実施のみ適用、それ以外は本人負担））。その際に、ワクチン接種と抗体価検査を証明できる書類の写し（「医療機関等の証明書（7を参照）」）を必ず医務室へ提出する。

- 13 ワクチン接種を連続して行う場合、接種期間を約1ヶ月はあけなければならないものもある。同時接種も可能な場合があるため、接種の際には医師に相談すること。また、時間的余裕をもってワクチン接種を受けるようにする。

- 14 入職までに実施すべき抗体価検査及びワクチン接種が完了していない場合については、雇用 A は本人負担、雇用 B は病院負担（飯塚病院感染症科で実施のみ適用，それ以外は本人負担）で必要な追加検査・接種を行うこととする。
- 15 2021 年度以前の入職者に対しても、本指針に準じ、抗体価検査もしくはワクチン接種を求める。
- 16 就業制限については、感染管理委員会の「職業感染防止」マニュアルに従う。（AIH-net>ガイドライン/マニュアル/規定>感染管理に関するガイドライン・マニュアル>職業感染防止 参照）
- 17 実習（見学）者および外務委託職員（出向者含む）感染症調査票については別途定める。

附則

（施行期日）

- 1 この指針は、2022 年 7 月 1 日より適応を開始する。
- 2 2023 年 2 月 28 日 改訂

改訂履歴

改訂日	番号	改訂内容
2023 年 2 月 28 日	1	5.雇用形態 「準員」を「現業職」へ変更